



2026年3月27日

各 位

会 社 名 株式会社シンカ
代表者名 代表取締役社長 江尻 高宏
(コード：149A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員CFO 飯田 裕樹
(TEL. 03-6721-0415)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株式発行」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本新株式発行の概要

(1) 払込期日	2026年4月24日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 22,900株
(3) 発行価額	1株当たり1,301円
(4) 発行価額の総額	29,792,900円
(5) 発行予定先及びその人数並びに予定株式数	取締役（※） 2名 17,500株 執行役員 3名 5,400株 （※）社外取締役を除く

2. 本新株式発行の目的及び理由

当社は、2026年2月25日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」においてお伝えしました通り、2026年2月25日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業績目標等と報酬との連動性を明確化し、業績目標等に対するコミットメントを高めることを目的として、取締役（社外取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）に対し新株式を発行する方法（本開示資料において「発行」という。）又は自己株式を処分する方法（本開示資料において「処分」という。）により一定の期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」又は「譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式」という。）を割当てるための報酬を支給する在任条件型譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下、両制度を合わせて「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2026年3月27日開催の第12回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内とし、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社へ払込むことにより譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式を年63,000株以内とすること、及

び、対象取締役へ譲渡制限付株式が割当てられた日から3年以上経過した取締役会が予め定める日までの間、譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと等につき、ご承認をいただいております。

(1) 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社が支給する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社へ払込み、当社はその対価として譲渡制限付株式を対象取締役へ割当てますが、支給する金銭報酬債権の総額は年額200百万円以内とし、対象取締役へ割当てするために譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数は年63,000株以内（以下「上限株数」という。）とします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の分割（株式無償割当を含む。）、株式併合等が行われた場合、当該効力発生日以降上限株数を、分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整するものとします。

なお、本制度に基づき発行又は処分する当社普通株式1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割当に係る各取締役会決議の日の東京証券取引所における前取引日の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、特に有利な金額とはならない範囲で取締役会において決定します。

本日、取締役会において、業績条件型譲渡制限付株式報酬として対象取締役2名、加えて執行役員3名（以下、総称して「割当対象者」という。）に対し金銭報酬債権合計29,792,900円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって払込むことにより、譲渡制限付株式として当社普通株式22,900株を割当ててことを決議いたしました。本新株式発行による希薄化の規模は、2025年12月31日現在の発行済株式総数3,206,320株に対し0.71%と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、概要（2）の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

(2) 割当契約の内容

① 譲渡制限の内容

割当対象者は、2026年4月24日から2029年4月23日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。但し、④により本譲渡制限期間が変更された場合にあっては、当該変更後の期間をもって本譲渡制限期間とする。

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が本譲渡制限期間を通じて継続して当社の取締役又は執行役員の地位（以下、「当社における地位」という。）のいずれかにあったことを条件として、取締役会が予め設定した業績目標（財務指標目標の他、株式の市場価格の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標の目標を含む。）に対する達成割合（以下、「業績目標達成割合」という。）を決定し、本譲渡制限期間が満了した時点をもって割当対象者が保有する本株式に対し、業績目標達成割合を乗じて算出した株数についての譲渡制限を解除する。なお、業績目標達成割合の具体的な内容は以下の通りとする。

[業績目標達成割合]

1. 以下の目標を達成した場合 100%

2028年10月2日から2028年12月28日の間の東京証券取引所における各取引日（取引不成立日を除く）の当社普通株式の終値に当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く）を乗じた時価総額の平均が80億円を超えること

2. 1. を達成しなかった場合 0%

③ 本割当株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全てにつき、当該時点の直後の時点をもって、割当対象者から当然にこれを無償で取得するものとする。また、本譲渡制限期間が満了する前に割当対象者が、当社における地位のいずれをも喪失した場合（割当対象者が死亡した場合を含む）、その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発

生時から当社は割当対象者から速やかに本株式の全てにつき無償で取得するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、次の各号に掲げる事項（以下、「組織再編等」という。）が株主総会（但し、株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合（但し、次の各号に規定する日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が譲渡制限解除時より前に到来するときに限る。）には、当該時点において割当対象者が保有する本株式の内、その時点で確定している譲渡制限解除株数について本譲渡制限期間を変更し、組織再編等効力発生日の前営業日をもって譲渡制限を解除するものとする（但し、本割当株式が割当てられた日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当株式が割当てられた日が当該事業年度開始後6ヶ月以内の日である場合には半期報告書とし、以下、「有価証券報告書等」と総称する。）が提出されていない場合には、有価証券報告書等が提出される日をもって譲渡制限を解除するものとする。）。この場合、譲渡制限解除の対象とならない株式については当社が無償で取得するものとする。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日

(イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日

(エ) 株式の併合（当該株式の併合により割当対象者の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日

(オ) 当社普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

(カ) 当社普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に規定する株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

⑤ 本割当株式の管理

割当対象者は、株式会社SBI証券に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年3月26日（本取締役会開催日の東京証券取引所における前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,301円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上